

# 仕 様 書

樹木伐採処分役務

仕様書番号

営7-13

作成年月日

令和7年5月8日

作成者

中央輸送隊 管理科

## 1 適用範囲

この仕様書については、陸上自衛隊横浜駐屯地で実施する「樹木伐採処分役務」について適用する。

## 2 所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 陸上自衛隊横浜駐屯地

## 3 履行期間

- (1) 伐採作業：監督官が指示する時期（7月中旬頃予定）から令和7年8月29日
- (2) 書類提出：令和7年9月30日まで

## 4 役務概要

樹木伐採 ・ ・ ・ 27本

## 5 一般事項

- (2) 役務で使用する資器材は、請負者側の負担とする。
- (3) 役務中、駐屯地内への立入り及び駐屯地内での行動は部内規則に従うこと。建物及び駐屯地内での行動は部内規則に従うこと。また、施工区域外への立入りは禁止するほか、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように注意して施工すること。万一、損傷を与えた場合は、監督官に速やかに報告することとともに、請負者負担で現状復帰する。

## 6 共通事項

- (1) 役務は各種関係法規則等に基づき実施するものとする。
- (2) 役務着手に先立ち、工程表を作成し監督官の承諾を受けるものとする。
- (3) 役務着手に際し、電気及び上水を必要とする場合は、請負業者の負担によるものとする。
- (4) 作業写真は、標準仕様書1.2.4工事の記録を参考にし、着工前・着工中（各工程）・完了後及び監督官の指示する箇所等を工事用アルバムに整理し他の書類とともに監督官へ提出するものとする。
- (5) 役務完了後、監督官の指示する書類等を提出し、検査官の検査を受け検査合格をもって役務完了とする。ただし、不合格の場合は、速やかに不備事項の手直しを行い再検査を受けるものとする。

## 7 特記事項

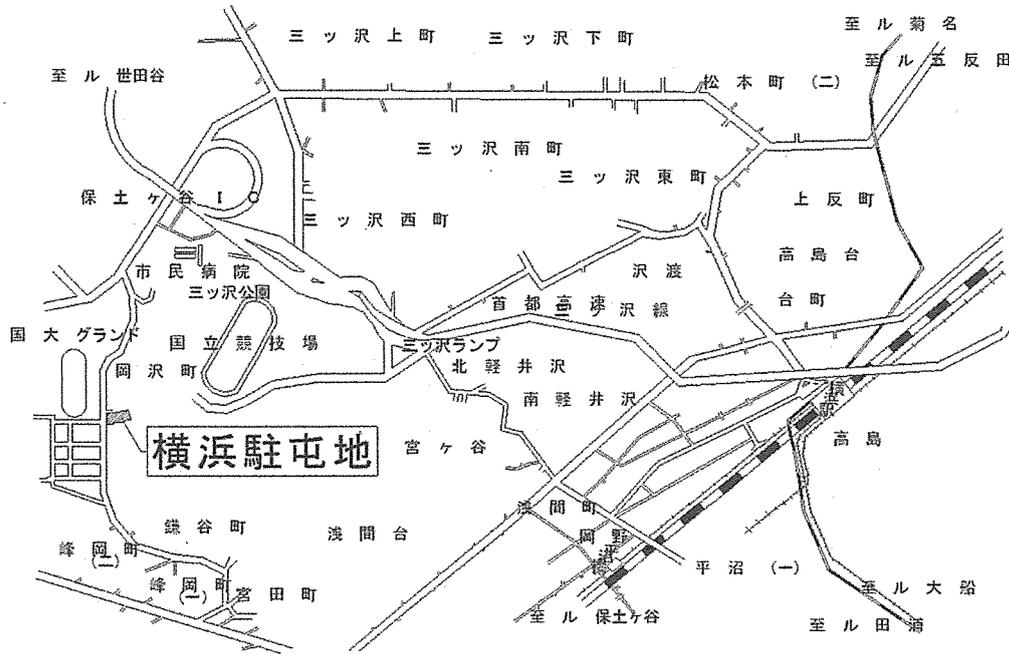
- (1) 伐採樹木の伐採高は原則として地際とする。

件名	樹木伐採処分役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	1 / 5

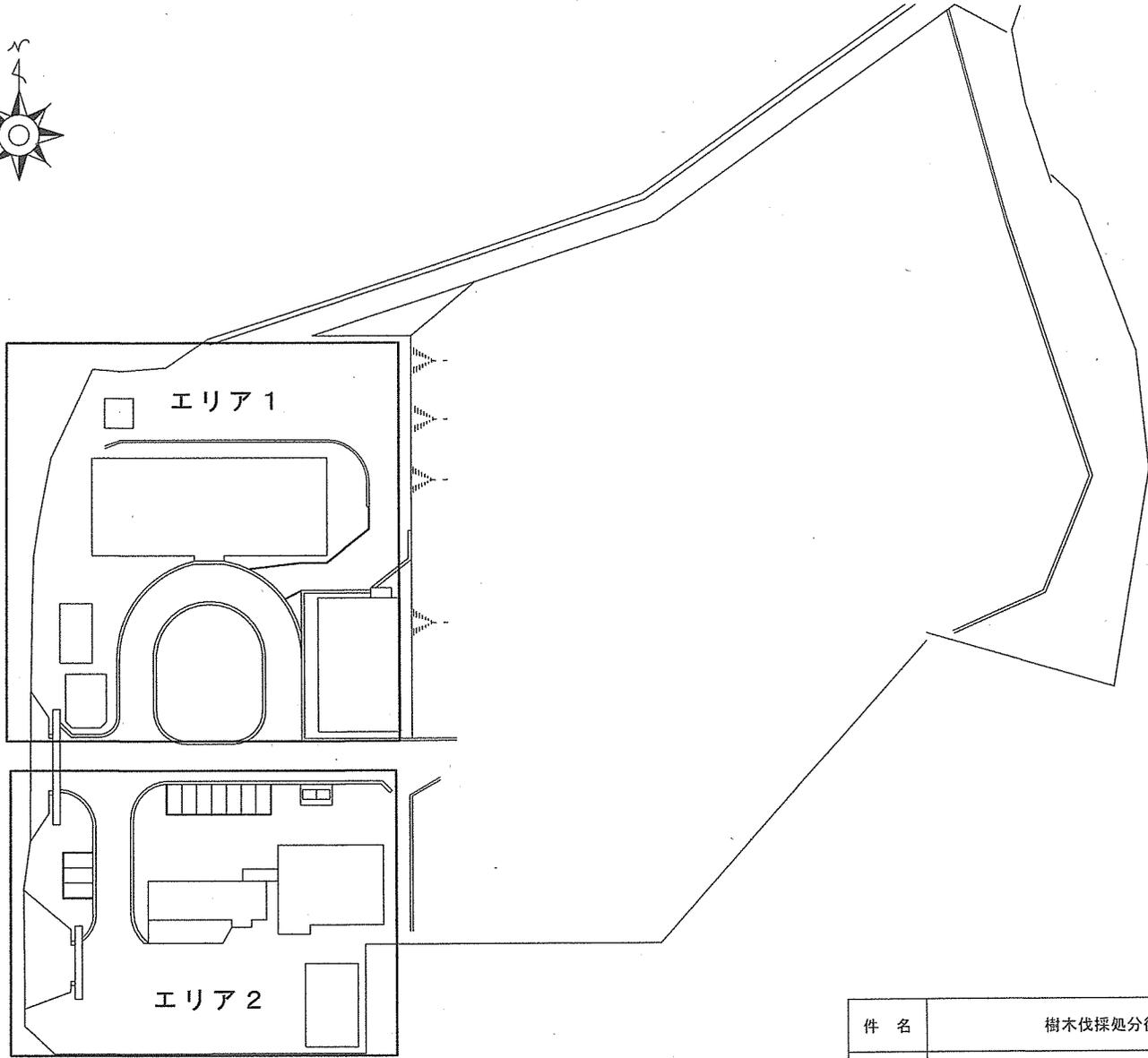
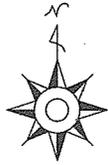
- (2) 伐採により転倒落下など周辺設備等に被害を及ぼす恐れがある場合は適切な処置を行うこと。
- (3) 作業する際は、安全対策を施し事故等のないように万全の注意を払うこと。
- (4) 伐採した樹木は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係諸法令に従って適正に処分し、処分数量が分かる書類を提出すること。

8 その他

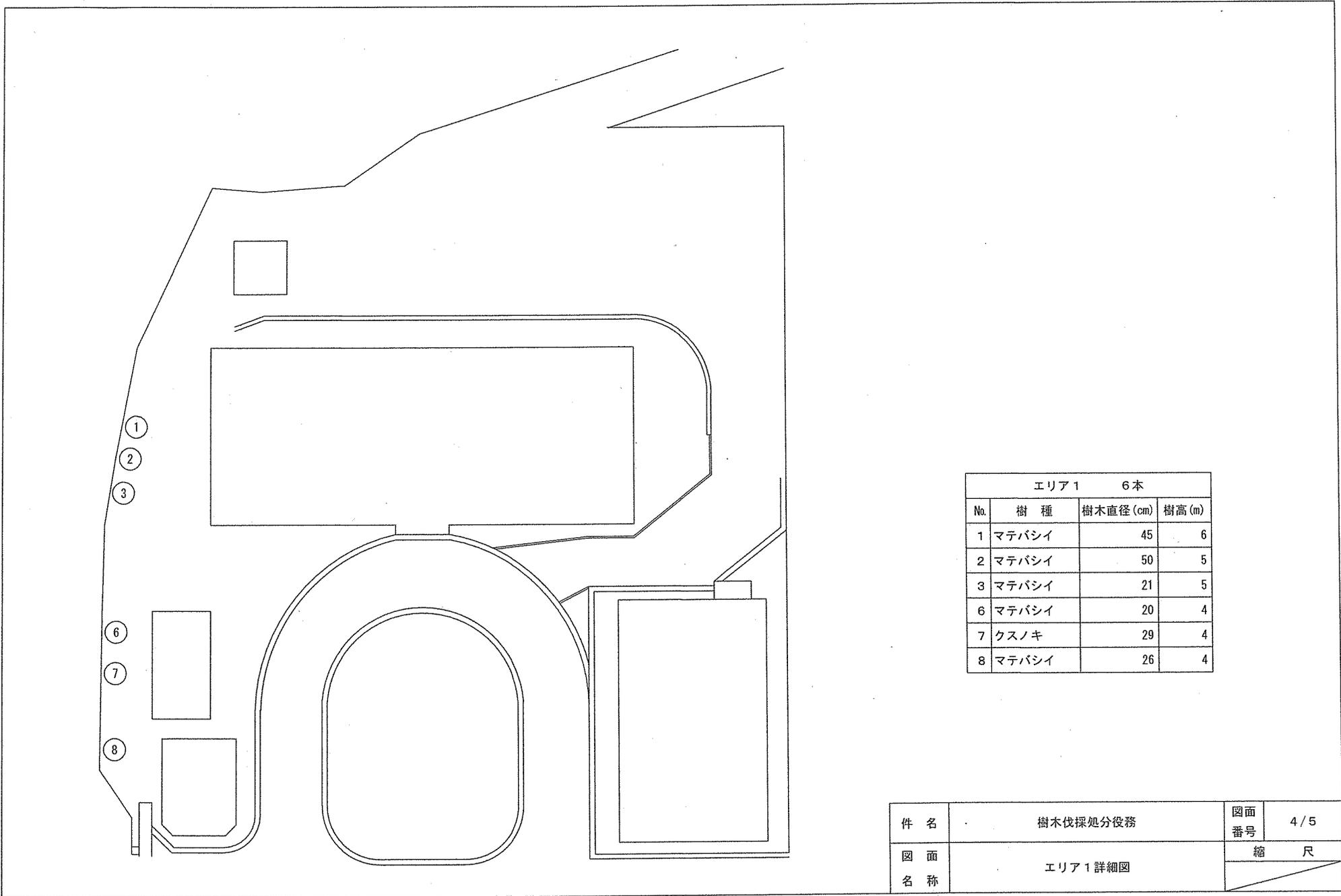
横浜駐屯地案内図については、下図のとおりとする。



件名	樹木伐採処分役務	縮尺	
図面名称	仕様書	図面番号	2 / 5

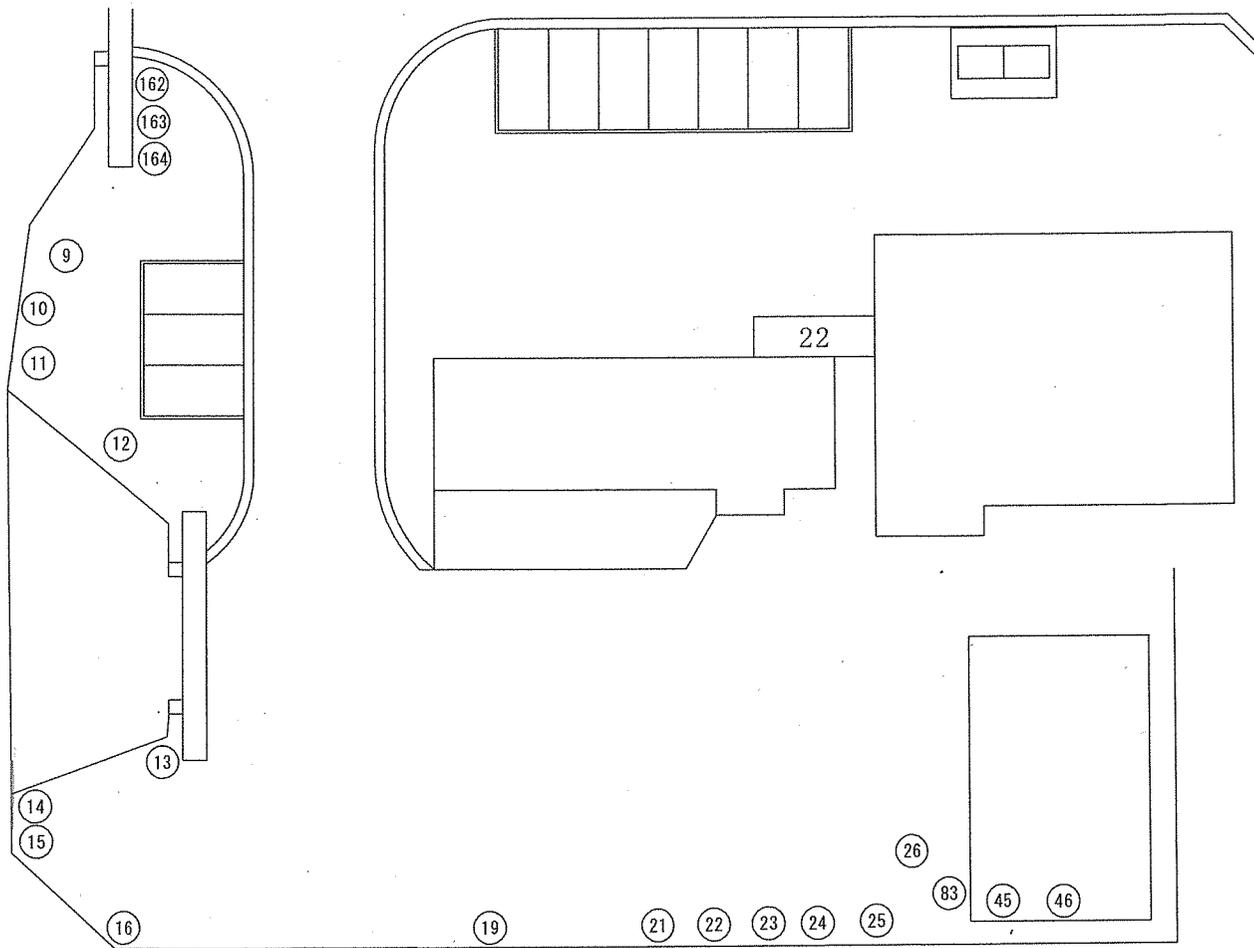


件名	樹木伐採処分役務	図面 番号	3/5
図面 名称	駐屯地配置図	縮 尺	



エリア1 6本			
No.	樹種	樹木直径 (cm)	樹高 (m)
1	マテバシイ	45	6
2	マテバシイ	50	5
3	マテバシイ	21	5
6	マテバシイ	20	4
7	クスノキ	29	4
8	マテバシイ	26	4

件名	樹木伐採処分業務	図面 番号	4/5
図面 名称	エリア1詳細図	縮 尺	



エリア2 21本			
No.	樹種	樹木直径 (cm)	樹高 (m)
9	ピラカンサ	15	2
10	マテバシイ	25	5
11	マテバシイ	23	6
12	マテバシイ	24	6
13	マテバシイ	34	6
14	マテバシイ	24	5
15	マテバシイ	28	6
16	マテバシイ	45	6
19	イヌエンジュ	35	4
21	イヌエンジュ	35	4
22	イヌエンジュ	30	4
23	サクラ	60	6
24	サクラ	25	3
25	サクラ	60	7
26	モミジ	10	4
45	イヌエンジュ	10	4
46	イヌエンジュ	10	4
83	マメツゲ	(枝張)120	1.9
162	サクラ	12	3
163	サクラ	12	4
164	サクラ	12	4

件名	樹木伐採処分役務	図面	5/5
		番号	
図面 名称	エリア2詳細図	縮	尺